

資料番号	3
------	---

令和4年7月19日
課名 団体検査課
担当者 課長 吉長
内線 3525

呉農業協同組合における不祥事件について
～ 被害額の確定及び報告徴求命令の発出 ～

1 概要

呉農業協同組合（以下「JA 呉」という。）で起きた不祥事件に対し、令和4年6月21日に農業協同組合法に基づく報告徴求命令を発出し、一層の真相究明と再発防止策の策定を求めた。

2 現状・背景

令和4年3月31日に、JA 呉から、広西支店の職員（37歳・男性）が顧客の貯金を着服したとの報告があり、その後、内部調査を終えて被害額が確定したと報告があった。

3 概要

(1) 不祥事件の内容

発生部署	被害の発生時期	被害額等	内容
本店営業課 (前任地)	令和2年9月 ～ 令和3年3月 (7ヵ月)	12件 42,209千円 (5世帯9人)	<ul style="list-style-type: none"> 被害者から共済の掛金として預かった現金を着服した。 被害者から定期貯金口座の開設のため、預かった現金を着服した。
広西支店 (最終任地)	令和3年4月 ～ 令和4年3月 (1年)	32件 34,194千円 (7世帯12人)	<ul style="list-style-type: none"> 定期貯金書替継続を行うと偽って証書を預かり、実際には減額書替や解約を行って減額した差額金や解約金を着服し、被害者には偽造した証書を渡した。 広西支店では、100万円以上の現金を持ち出すことが難しくなったため、無断で被害者名義の普通貯金通帳を作り、その通帳に入金して着服した。
計		44件 76,403千円 (12世帯21人)	

(2) 県の対応

ア 随時検査の実施

5月16日（月）に、農協法に基づく随時検査を実施し、関係職員から、不祥事件に係る事務処理のフローを聞き取り、不祥事件の状況を確認した。

イ 報告徴求命令の発出

随時検査の結果、不祥事件の内容に加え、内部けん制機能が有効に機能していない事案が確認されたため、次の事項を内容とする報告徴求命令とした。

(ア) 報告を求める事項

a 不祥事件が発生した原因及び背景（役席者による内部けん制が機能しなかった原因の分析をはじめ、不祥事件の件数が多く、多額・長期に渡ったことを踏まえて報告。）

b 不祥事件再発防止策

(イ) 報告期限

令和4年8月26日（金）

4 その他

呉農業協同組合の概要（令和3年3月末現在）

本店所在地	呉市西中央1丁目2番25号
代表理事組合長	三戸正弘
地 区	呉市（押込町，川尻町，安浦町，豊町，豊浜町を除く）， 江田島市
組 合 員 数	26,512人（正組合員：6,381人，准組合員：20,131人）
職 員 数	349人（正職員：236人，臨時雇・パート職員：113人）
出 資 金	11億1,393万円
貯 金	1,941億7,304万円
信用事業店舗数	20店舗